京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成28年3月30日京都市条例 第 50 号)(行財政局人事部給与課)

- 1 職員の退職手当について、京都市職員給与条例の改正により実施することを予定している給与制度の総合的見直しにおいて給料表の水準を引き下げることによる影響を考慮し、国家公務員と同様に、在職中の職務の級等に応じて支給する調整額を引き上げる等の措置を講じます。
- 2 行政不服審査法の全部改正に伴い、規定を整備します。 この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第50号

京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(京都市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「79,200円」を「95,400円」に改め、同項第2号中「62,500円」を「78,750円」に改め、同項第3号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第4号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第5号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第6号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第7号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第8号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第9号中「16,700円」を「21,700円」に改める。

第11条第4項中「第14条第1項又は第45条」を「第18条第1項本文」に改める。

附則に次の1項を加える。

8 職員が平成28年4月1日以後に退職することによりこの条例の規定による退職手当の支給を受ける場合において、その者が同日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成28年3月30日京都市条例第50号)第1条の規定による改正前の京都市職員退職手当支給条例第2条の2から第3条の3まで並びに附則第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額(別に定める職員にあっては、別に定める額)が、第2条の2から第3条の3まで及び前2項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成19年3月26日京都 市条例第39号)の一部を次のように改正する。 附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項中「新条例」を「この条例による改正後の京都市職員退職手当支給条例」 に、「施行日」を「この条例の施行の日」に改め、同項を附則第2項とする。

附則第5項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付し、附則中第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)